

平成 23 年 7 月 19 日

各 位

株式会社 北海道銀行

東日本大震災で被災された東邦銀行のお客さまへのご対応について

このたびの東日本大震災により被害を受けられた皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

北海道銀行（頭取 堰八義博）は、今般の大震災に伴う金融上の特別措置として、東邦銀行とお取引のある被災されたお客さまに対しまして、通帳・証書・キャッシュカードの喪失届の取次を実施することといたしましたのでお知らせ申し上げます。

被災地域の日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

記

1．対象金融機関・取扱開始日

東邦銀行 ～ 平成 23 年 7 月 20 日(水)から

2．取扱内容

(1) 喪失届の取次

東日本大震災・原発事故により東邦銀行の預金者が紛失した通帳・証書・届出印章・キャッシュカードなどの喪失届による再発行手続き等。再発行物件の交付。

(2) 対象者

預金者本人または預金者の法定代理人

(3) 本人確認について

犯罪収益移転防止法における「原本提示のみで可能な確認書類」

例) 運転免許証、健康保険証、パスポートなど

(4) 再発行手数料等

特例措置として免除

弊行で取次ぎできない場合もございます。詳しくは東邦銀行様もしくは弊行本支店にお問い合わせ願います。

【本件に関する照会先】	経営企画部広報 CSR 室	沼田・佐藤(泰)	011-233-1005
-------------	---------------	----------	--------------